

# 一、長門・周防の極印銀

吉備古泉協会（津山支部）

眞銀吹 池上 宥昭

## はじめに

一六世紀中期から一七世紀にかけて、軍費調達などの様々な側面から、各大名が領内の鉱山開発を急速に進めた。その結果、各領国において軍費や市中で通用させるといった目的で、領国貨幣が铸造されていたことが知られている。そのなかでも灰吹銀そのものに判座や奉行・代官所などが、品位・品質を保証することを目的とした極印を打ったものを極印銀と呼ぶ。広義に見れば、幕府鑄造の丁銀・豆板銀、定位銀（一分銀など）も含めてすべて極印銀といえるものだが、幕府鑄造といった性格上、各領国の極印銀類とは区別されるものという、本稿の立場をあらかじめ述べておきたい。また、萩古丁銀と呼ばれている無刻字丁銀をはじめとする古丁銀類においても、本稿でいう領国の極印銀類とは、製作上の違いが形式的な面からみても明らかであり、一線を画するものと考えたい。

極印銀は総じて秤量貨幣として切遣いされることが多く、一般的に切銀（きれぎん・きりぎん）と呼ばれている。それらの極印銀類は、鑄造地の地名を圖案化したものもあれば、判座を

勤めた人物の名前に関係するもの、また単に「宝」の字を圖案化したものなど、多岐にわたる。また、極印の意匠は同一でも明らかに差異が認められる場合があり、貨幣として通用させるために、ある程度の量産ができる体制があったためと考えられる。

しかし、そのほとんどは、慶長銀が制定されて以後は、次第に通用が停止され、各領国においては寛文年間を境として、慶長銀にかわつたとされる。そのため各領国で通用していた極印銀類については、そのほとんどが回収され、現存するものは稀有な存在となり、加えて鑄造の事実を物語る史料も限られているという現状がある。

極印銀類の先行研究としては伊東多三郎氏<sup>1)</sup>、榎本宗次氏<sup>2)</sup>の全国的な領国貨幣の研究があり、清水恒吉氏<sup>3)</sup>の東北諸藩をはじめとする極印銀類のもの、また坂井司氏<sup>4)</sup>の新潟県内通用の極印銀類についての研究などが挙げられる。しかし、東北・北陸の極印銀類の研究に比較して、主に西日本側の極印銀の研究は極端に少なく、毛利氏領内で領国貨幣として通用していた古丁銀類の研究よりも少ないと言える。

本稿においては、現在の行政区画でいう中国地方において、鑄造されたとみられる極印銀類について、その具体例を挙げ、極印やそれに関わるわずかな史料を頼りに考察を加えていくこととする。

なお、本稿は『出土錢貨』掲載の拙稿<sup>5)</sup>を再構成・加筆したものである。

## 一、長門・周防における極印銀

### (1) 石州銀に包含される長州銀

長門・周防（以下、防長）は、毛利氏が関ヶ原合戦の後、滅封され幕末に至るまで統治していたことで知られる。

防長においては、出土例や伝世例を含めて古丁銀類が多く通用していたことが分かっている。ただし、それぞれの古丁銀類がいずれの期間に、どの鉱山の産出銀で鑄造されたか決定付ける史料はほとんどなく、後世になってから伝聞を含めて成立した書籍に依存するものがほとんどである。

防長における鉱山経営は、現在の山口県山口市宮野上に所在する一の坂銀山（宮野鉱山）の

操業が、少なくとも慶長年間から確認でき、他にも天保十二年（一八四一）成立の「防長風土注進案」によると、天正元年（一五七三）に山口県美祢市秋芳町青景に所在する青景銀山が操業を開始しており、特に文禄四年（一五九五）までが最盛期だったと伊東多三郎氏が言及している。

しかし、一の坂銀山をはじめとする防長産出銀より、領国銀が鑄造されていたという事実は、後世になってから伝聞を含めて成立した書籍に、ことごとく受継がれず、一部ないしほとんどが石州銀として一括りにされてしまっている向きがある。今一度、それらの書籍を整理してみることにしたい。

まず、宝暦八年（一七五八）成立の青木昆陽『国家金銀錢譜続集』では、「長州銀」の項目が確認でき、古丁銀類の一種である一文字丁銀の極印ならびに、御公用丁銀、天又丁銀の極印図が掲載され、「石州銀」についても記述されている。この石州銀は「エギレ銀」として「灰吹ニテ耳ウスク中厚ク細長ク、エギレノ魚ニ似タル」と説明がなされ、図は載っていない。また「太ノ字銀」として石州灰吹銀を用いて鑄造し、一国通用されたとするものを図示し、後補だが宝暦十二年（一七六二）秋に「確認」したともある。大田台次郎氏はこの「エギレ銀」の解説は「讓葉銀」のことであると指摘しており、本論も『国家金銀錢譜続集』の「エギレ銀」は古丁銀類のことであると考へる。

ところが、文化七年（一八一〇）成立の近藤守重『金銀図録』は、「石州細銀」として『国家金銀錢譜続集』の「太ノ字銀」が掲載されたうえで、『国家金銀錢譜続集』の「エギレ銀」の解説を引用して説明されている。つまり、『国家金銀錢譜続集』の「太ノ字銀」と「エギレ銀」を混同しているのである。大田台次郎氏は、『金銀図録』の「石州細銀」は「正用品」中に載る太閤軍用金とみることが妥当であるとして、上記の混同を否定している。さらに、『金銀図録』は「長門国萩判銀」として無刻字丁銀が掲載されているものの、『国家金銀錢譜続集』中の長州銀の項目を全く無視した形で、天又銀や山口余極印銀をそれぞれ「同上（石州）天又一切銀」「同上（石州）山口余極印切銀」として掲載している。また、『金銀図録』と同時期に成立したとされる大田南畝『石州銀山紀聞』には「ゆずりは銀」として御公用丁銀が解説されているが、次に「エギレ銀」として数種の切銀が図示されており、「天又一」、「石莖」、「大」、「山口余」などの極印が確認できる。これらは「石州古銀の図」と説明され、鑄造流通時期や形状量目は不明であるとしている。すなわち、『石州銀山紀聞』は「ゆずりは銀」である御公用丁銀を除いた、その他の石州の極印銀のことを「エギレ銀」と解釈しているのである。「天又一」「山口余」の極印のものも混同されており、長州銀という語句は一切反映されていない。

『石州銀山紀聞』は石見銀山地役人（銀山附

役人）の家などに伝わった由緒ある品物や古文書などを写し取り収録したものである。小林准士氏によると、大田南畝と近藤重蔵は寛政六年（一七九四）に行われた学問吟味に共に合格しており、『金銀図録』と『石州銀山紀聞』は同時期に成立していることから、両書の成立には何らかの関係性があったとみてよい。『金銀図録』の「エギレ銀」は、「太」極印の打たれたもののみを図示しており、『石州銀山紀聞』の「エギレ銀」の曖昧な内容や、「細銀」という表現・図等を加味すると、『金銀図録』を踏まえて、『石州銀山紀聞』が成立したと考えられる。

これら三書に対し、最後の文化十二年（一八一五）成立の草間直方『三貨図彙』は、『金銀図録』を基本としながらも、『国家金銀錢譜続集』および『石州銀山紀聞』をも参考に解説されていることが、「同（筑前博多）細銀」や「樺葉銀」の項目から分かる。ちなみに山口余極印銀は「同（筑前博多）細銀」の一種として扱われている。この理由として考えられるのは、以下の通りである。まず、『国家金銀錢譜続集』で「エギレ銀」と「太ノ字銀」と解説されたものが、『金銀図録』で混同されたうえ、山口余極印銀も「石州山口余極印切銀」となり、次に『石州銀山紀聞』でそのすべてが「エギレ銀」「石州古銀」として一括にまとめられ、さらに『三貨図彙』で文禄・慶長の役において鑄造・使用されたと記述が変わったことによる影響である。ただし、『金銀図録』と『石州銀山紀聞』と違い、『三貨図彙』に